

# 青森県報

号外第二十一号

平成二十一年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目 次

### 教育委員会

- 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……一
- 青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則……………(教職員課) ……一
- 青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則……………( 同 ) ……三
- 青森県教育委員会文書取扱規程及び青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……二
- 教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………(教職員課) ……三

## 教 育 委 員 会

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員

会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表スポーツ健康課の項中「全国高等学校総合体育大会準備室」を

「全国高校総体推進室」に改める。

第四条第九号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第八条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、

第五号の次に次の一号を加える。

六 学校財務事務に関すること。

第九条の二第十六号中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校総体推進

室」に改める。

第十六条の三(見出しを含む。)中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十六条の四の見出し及び同条第一項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に改め、同条第二項中「サブリーダー」を「サブマネージャー」に、「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十六条の六第一項中「全国高等学校総合体育大会準備室」を「全国高校総体推進室」に改める。

### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号。

以下「免許法施行規則」という。)第六十一条の四第二号、第四号及び第五号、教

育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以

下「改正免許法施行規則」という。)附則第三条第二号及び第三号並びに附則第十

条第一項第二号、第四号及び第五号並びに免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九條第一項第二号及び第三号の規定に基づき、免許状更新講習の受講に関し、必要な事項を定めるものとする。  
（免許状更新講習を受講できる者）

第二条 更新講習規則第九條第一項第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講できることとすることが適当であると免許管理者が認めるもの

2 更新講習規則第九條第一項第三号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 国、県若しくは市町村又は更新講習規則第九條第一項第三号イ、ロ若しくは二に掲げる法人（以下イにおいて「国等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き国等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講できることとすることが適当であると免許管理者が認めるもの

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のうち、学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことがある者

（免許状更新講習の修了確認を受ける義務を課される者）

第三条 改正免許法施行規則附則第三条第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

2 改正免許法施行規則附則第三条第三号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者

イ 県若しくは市町村又は国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人（以下イ及び第四条第三項第一号イにおいて「県等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことのある者

（免許状更新講習の受講を免除できる者）

第四条 免許法施行規則第六十一条の四第二号及び改正免許法施行規則附則第十条第一項第二号に掲げる免許管理者が定める者は、公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県又は市町村の教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者

イ 国、県若しくは市町村又は免許法施行規則第六十一条の四第四号イ、ロ若しくは二に掲げる法人（以下イにおいて「国等」という。）への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き国等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要があると免許管理者が認めるもの

二 学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことがある者

3 改正免許法施行規則附則第十条第一項第四号に掲げる免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立の学校の教育職員として任命された者のうち、次に掲げる者  
 イ 県等への異動により教育職員でなくなった者で、当該異動後引き続き県等の職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事しているもの

ロ イに掲げる者に準ずる者で、免許状更新講習を受講する必要がないと免許管理者が認めるもの

二 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人の理事で、教育職員として勤務したことのある者

(免許状更新講習の受講を免除できる表彰等)

第五条 免許法施行規則第六十一条の四第五号及び改正免許法施行規則附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰等は、文部科学大臣若しくは青森県教育委員会が行う表彰又はこれらの表彰に準ずるものとして免許管理者が認めるもので、普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の満了の日又は修了確認期限までの十年の期間内に行われたものとする。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育職員免許状に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育職員免許状に関する規則(昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「削除」を「有効期間の更新等の申請(第二十条～第二十四条)」に、

「第二十一条～第二十六条」を「第二十五条～第二十九条」に改める。

第一条中「授与権者」を「教育委員会」に、「授与等」を「授与、有効期間の更新等」に改める。

第二条の表中

教育職員免許法施行令(昭和二十四年政令第三百三十八号)	施 行 令
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)	免 許 法 施 行 規 則

を

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号)	平成十九年改正法
教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第十六号)	免許法施行規則
教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号)	平成二十年改正免許法施行規則

に改める。

第三条第一項中「同法」の下に「第五条第一項、」を、「第十六条の二」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同項ただし書を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「第二の二」の下に「又は同法第五条第二項」を加え、「及び単位修得証明書」を「又は学力に関する証明書」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十六条の二」の下に「第一項又は第二項」を加え、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号中「第五号」を「第四号」に、「第七号」を「第六号」に、「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第八号とし、同条に次の一項を加える。

3 第一項に掲げる書類のほか、免許法第五条第二項若しくは第十六条の二第二項又は免許法附則第八項のただし書若しくは第十二項のただし書の規定による場合は、免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書を添えなければならない。

第三条の二中「第五号」を「第四号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め

る。第四条中「前条」を「第三条」に、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第五条中「第五条第一項」の下に「又は第六条第四項」を加え、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同条第六号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改め、

同条第七号を次のように改める。

七 学力に関する証明書

第五条に次の一号を加える。

十一 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第五条の二中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条ただし書を削り、同条第四号を次のように改める。

四 学力に関する証明書

第六条中「第四号まで」を「第三号まで」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「及び第五号」を「から第六号まで」に改め、同条に次の一号を加える。

六 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第七条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第四号中「第十七号様式」を「第二十三号様式」に改める。

第八条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「第四号まで」を「第三号まで」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第八条の二中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第九条中「前条」を「第八条」に改める。

第十条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十条第二項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第四号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 学力に関する証明書

第十条第二項に次の一号を加える。

十 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

第十一条中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第三号中「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に改める。

第十二条第一項中「第四号」を「第三号」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第十三条中「授与権者」を「教育委員会」に改める。

第十八条中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改める。

第十九条中「及び第三項」を「第三項及び第四項」に改め、「胸囲」を削る。

第二十六条中「第六十五条の八」を「第六十五条の十一」に、「第十八号様式」を「第二十四号様式」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「授与権者」を「教育委員会」に、「第十五号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第二項中「第十六号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条中「第十四号様式」を「第二十号様式」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二條及び第二十三條を削る。

第二十一条第一項中「第十号様式」を「第十七号様式」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、同条第二項中「第十一号様式」を「第十八号様式」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(有効期間更新証明書等の再発行の申請)

第二十六条 施行規則第六十一条の十又は平成二十年改正免許法施行規則附則第十五条の証明書の再発行を受けようとする者は、有効期間更新証明書等再発行申請書(第十九号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第五章を次のように改める。

第五章 有効期間の更新等の申請

(有効期間の更新の申請)

第二十条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、有効期間更新申請書(第十号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長

証明書

二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三 戸籍抄本

2 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状更新講習の受講をしないで免許

状の有効期間の更新を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書(第十一号様式)に前項第一号及び第三号に掲げる書類のほか、

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則(平成二十一年青森県教育委

員会規則第六号。以下「更新講習受講規則」という。）第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(有効期間の延長の申請)

第二十一条 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、有効期間延長申請書(第十二号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、有効期間更新証明書又は有効期間延長証明書

二 免許状の有効期間満了日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三 戸籍抄本

(更新講習修了確認の申請)

第二十二条 平成十九年改正法附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、更新講習修了確認申請書(第十三号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書

二 免許状更新講習修了証明書又は免許状更新講習履修証明書

三 戸籍抄本

2 平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の規定により、免許状更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書(第十四号様式)に前項第一号から第三号までに掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、前項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

(修了確認期限の延期の申請)

第二十三条 平成十九年改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、修了確認期限延期申請書(第十五号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第三号

に掲げる書類は、必要ある者に限る。

一 免許状の写し、免許状の授与証明書、更新講習修了確認証明書、平成十九年改正法附則第二条第三項第三号の確認証明書、修了確認期限延期証明書又は免許状更新講習免除証明書

二 修了確認期限までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三 戸籍抄本

(更新講習受講免除の認定の申請)

第二十四条 平成十九年改正法附則第二条第五項の規定により、免許状更新講習受講免除の認定を受けようとする者は、免許状更新講習受講免除認定申請書(第十六号様式)に第二十二条第一号及び第三号に掲げる書類のほか、更新講習受講規則第五条に定める表彰等を受けた者にあつては、その表彰状の写し等を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同項第三号に掲げる書類は、必要ある者に限る。

第一号様式中「青森県教育委員会 殿」を「生年月日 年 月 日」

田 井 田 田」を「生年月日 年 月 日」 「教育職員免許状 電話番号」

を授与していただきたいので、を「教育職員免許状の授与について」に改める。第二号様式中「青森県教育委員会 殿」を「青森県教育委員会 殿」を「生年月日 年 月 日」

田 井 田 田」を「生年月日 年 月 日」 「教育職員免許状 電話番号」

を交付していただきたいので、を「教育職員免許状の交付について」に改める。第三号様式中「青森県教育委員会 殿」を「青森県教育委員会 殿」を「生年月日 年 月 日」

田 井 田 田」を「生年月日 年 月 日」 「教育職員免許状 電話番号」

を「授与」していただきたいので、を「教育職員免許状の授与」に改める。

第八号様式中

体 重	k g
脚 囲	c m

を

「

体 重	k g
-----	-----

」に改める。

第六十号様式中「青森県教育委員会殿」を「青森県教育委員会 殿」に、「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第3号」に、「宣誓いたします」を「宣誓します」に改め、同様式標準にのしつた次のものに加える。

3 成年後見人又は被保佐人

第六十八号様式中「(第26条関係)」を「(第29条関係)」に、「青森県教育委員会殿」を「青森県教育委員会 殿」に、「第65条の8」を「第65条の11」に改め、同様式を第六十四号様式とする。

第六十七号様式中「青森県教育委員会 殿」を「青森県教育委員会 殿」に、「下記の者に、特別免許状を授与くださるよう」を「下記の者の特別免許状の授与について」に改め、同様式を第六十三号様式とする。

第六十六号様式中「(第25条関係)」を「(第28条関係)」に改め、同様式を第六十一号様式とする。

第六十五号様式中「(第25条関係)」を「(第28条関係)」に、「青森県教育委員会殿」を「青森県教育委員会 殿」に、「下記のとおり許可くださるよう」を「下記の教科外の教授担任許可について」に改め、同様式を第六十号様式とする。

第六十四号様式中「(第14条関係)」を「(第17条関係)」に改め、「記号」を削り、同様式を第六十号様式とする。

第六十一号様式及び第六十三号様式を削る。

第六十一号様式中「(第21条関係)」を「(第25条関係)」に

種	類	
番	号	
教 特 別 支 援 教 育 領 域	科	
(授与・交付)年月日		
授 与 条 件		

を

免 許 状 種 類		
教 特 別 支 援 教 育 領 域	科	
免 許 状 番 号		
(授与・交付)年月日		
追加した特別支援教育 領域及び追加年月日	特別支援教育領域	追加年月日
授 与 条 件		
有 効 期 間 修 了 確 認 期 限		

に改め、同様

式を第六十八号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第19号様式（第26条関係）

有効期間更新証明書等再発行申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな)	生年月日 年 月 日	
氏名	職名	
勤務(予定)校・機関	電話番号	本籍地
現住所		

下記の証明書の再発行について申請します。

記

- 再発行を申請する証明書（該当する証明書を○印で囲んでください。）
  - 有効期間更新証明書
  - 有効期間延長証明書
  - 更新講習修了確認証明書
  - 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）  
附則第2条第3項第3号の確認証明書
  - 修了確認期限延期証明書
  - 免許状更新講習免除証明書
- 破損又は紛失した証明書の発行年月日 年 月 日
- 申請の理由
- 所有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

- 免許状の有効期間の末日又は修了確認期限 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

紙十印様式「(第21条関係)」と「(第25条関係)」に「青森県教育委員会殿」と「青森県教育委員会 殿」に「生年月日 年 月 日」と「生年月日 年 月 日」に「電話番号 \_\_\_\_\_」に「教育職員免許状の [授与] [交付] 証明書を交付く」

ださるよう」と「教育職員免許状 [授与] [交付] 証明書の交付について」に

授与 交付	年月日	授与権者
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

授与 交付	年月日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日
	年 月 日

と

に添付し、同様式に添付する

様式に、同様式の欄に次の七欄式を加える

第 1 0 号様式 (第 2 0 条関係)

有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
勤務 (予定) 校・機関		職 名	
現住所		電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了 (履修) 年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「対象免許種」には、教諭 (幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭) に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入 (複数に○印を記載することも可能) すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第 1 1 号様式 (第 2 0 条関係)

免許状更新講習受講免除による有効期間更新申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
勤務 (予定) 校・機関		職 名	
現住所		電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の受講免除による免許状の有効期間の更新について、関係書類を添えて申請します。

記

1 免除事由

2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第 6 1 条の 4 に規定する者に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 印

注 1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。



第12号様式（第21条関係）

有効期間延長申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名 ㊟	生年月日 年 月 日	
勤務校・機関	職 名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状の有効期間の 年 月 日までの延長について、関係書類を添えて申請します。

記

1 延長事由  
( 年 月 日～ 年 月 日)

2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

3 延長前の有効期間 年 月 日

-----  
〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 ㊟

注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第13号様式（第22条関係）

更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名 ㊟	生年月日 年 月 日	
勤務(予定)校・機関	職 名	
現住所	電話番号	本籍地

私は免許状更新講習の課程を修了したことの確認について、関係書類を添えて申請します。

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第14号様式（第22条関係）

修了確認期限経過後の免許状更新講習修了確認申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
勤務（予定）校・機関			
現住所	電話番号	本籍地	

私は免許状更新講習の課程を修了してから2年2月の期間内にあることの確認について、関係書類を添えて申請します。

記

1 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導、生徒指導その他教育の充実に關する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第15号様式（第23条関係）

修了確認期限延期申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	⑩	生年月日	年 月 日
勤務校・機関	職 名		
現住所	電話番号	本籍地	

私は修了確認期限の 年 月 日までの延期について、関係書類を添えて申請します。  
記

1 延期事由

( 年 月 日～ 年 月 日)

2 所持する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

3 延期前の修了確認期限 年 月 日

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第7条第1項に規定する事由に該当することを証明する。

年 月 日

証 明 者 印

注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第16号様式 (第24条関係)

免許状更新講習受講免除認定申請書

青森県教育委員会 殿

年 月 日

(ふりがな) 氏 名	◎	生年月日	年 月 日
勤務校・機関 現住所		職 名 電話番号	本籍地

私は免許状更新講習受講免除の認定について、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 免除事由
- 2 所有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者 の氏名	免許状に記載 の本籍地

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当する。

年 月 日 証 明 者 印

- 注1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年三月青森県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「盲学校特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「第四号」を「第三号」に、「授与証明書」を「写し」に、「写し」を「授与証明書」に、「授与権者」を「教育委員会」に改め、附則第三項中「盲学校特殊教科」を「特別支援学校自立教科」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与申請書」に、「授与権者」を「教育委員会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程及び青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程及び青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

(青森県教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第一条 青森県教育委員会文書取扱規程(昭和三十六年十二月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条の四、第十七条及び第二十条中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第五十九条第二項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

第十三号様式中  
「

担当
----

を「

担当グループマネージャー
--------------

」に改める。

第十七号様式中  
「

教育長	教育次長	課長	課長代理	グループリーダー
-----	------	----	------	----------

を

「

教育長	教育次長	課長	課長代理	グループマネージャー
-----	------	----	------	------------

」に

「

グループリーダー	サブリーダー
----------	--------

を「

グループマネージャー	サブマネージャー
------------	----------

」に改める。

第十八号様式中  
「

グループリーダー	サブリーダー
----------	--------

を「

グループマネージャー	サブマネージャー
------------	----------

」に改める。

(青森県教育委員会広報の組織等に関する規程の一部改正)

第二条 青森県教育委員会広報の組織等に関する規程(昭和三十九年五月青森県教育委員会訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「グループリーダー」を「グループマネージャー」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。  
(青森県教育委員会文書取扱規程の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正前の青森県教育委員会文書取扱規程により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会告示第三号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号(教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法)の一部を次のように改正する。

平成二十一年三月三十日

青森県教育委員会

「場合」の下に、「及び特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受け

る場合」を加える。

別表(十六)中備考(3)を次のように改める。

(3) 第2欄に掲げる単位の修得方法は、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域について、それぞれの又は に定める最低修得単位数を含んで修得するものとする。

視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める場合にあつては、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)に係る1単位及び心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)に係る1単位

知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める場合にあつては、心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の内容を含む科目1単位

別表(十七)を別表(十八)とし、別表(十六)の次に次の一表を加える。

(17) 特別支援学校教諭専修、1種、2種免許状  
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校の教諭の専修、1種又は2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

免 許 状 の 種 類				特別支援学校教諭専修免許状	特別支援学校教諭1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状	
根 拠 規 定	免 許 法 施 行 規 則			第5条の2第3項			
	免 許 法 施 行 規 則			第7条第5項、第6項・第10条の6第4項、第5項			
新 教 育 領 域				視覚障害者又は聴覚障害者	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者	視覚障害者又は聴覚障害者	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者
特別支援学校の教員としての在職年数				1	1	1	1
修得することを必要とする総単位数				4	2	4	2
特別支援教育に関する科目単位数				4	2	4	2
免許法施行規則第7条に定める科目区分	第二欄	特別支援教育に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）	4 （心理等に関する科目1単位以上及び教育課程等に関する科目1単位以上を含む。）	1	4 （心理等に関する科目1単位以上及び教育課程等に関する科目1単位以上を含む。）	1
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）	1	1	1	1
備 考				(1) 専修免許状又は1種免許状に追加の定めを受けようとする場合の在職年数は、当該免許状に定められている領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として在職した年数に限る。 (2) 2種免許状の授与を受けようとする場合の在職年数には、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員としての在職年数を含むことができる。 (3) 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、以下のいずれかに該当する場合には、上記に定める単位数のうち2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。 ① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合 ② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合 ③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合 (4) 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるため、又は2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を1種免許状に係る単位数に含めることができる。（ただし、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。）			

別表(十八)の次に次の1条を加える。

(19) 幼稚園・小学校・中学校教諭2種免許状、高等学校教諭1種免許状

教員としての在職年数と修得単位を条件として、所持免許状の隣接校種の普通免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得方法は次の表による。

取 得 で き る 免 許 状 の 種 類		幼稚園教諭2種免許状	小学校教諭2種免許状		中学校教諭2種免許状		高等学校教諭1種免許状
根拠規定	免 許 法	別表第8	別表第8		別表第8		別表第8
	免 許 法 施 行 規 則	第18条の2	第18条の2		第18条の2	第18条の2・ 第18条の3	第18条の2・第18条の3
必 要 と す る 在 職 年 数		3	3		3		3
修 得 す る こ と を 必 要 と す る 総 単 位 数		6	13	12	14	9	12
教 科 に 関 す る 科 目 単 位 数					10		
教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数		6	13	12			
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法		10	10	2	2	2
	道徳の指導法		1			1	
	保育内容の指導法	6					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目			2	2	2	2	2
教 科 又 は 教 職 に 関 す る 科 目 単 位 数						4	8
所 持 免 許 状		小学校教諭普通免許状	幼稚園教諭 普通免許状	中学校教諭 普通免許状	小学校教諭 普通免許状	高等学校教諭 普通免許状	中学校教諭普通免許状 (2種免許状を除く。)
備 考	<p>(1) 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、免許法施行規則第18条の3第1項の表の定めるところによる。</p> <p>(2) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については、免許法施行規則第18条の3第2項の表の定めるところによる。</p> <p>(3) 中学校の教科に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第4条に定める修得方法の例にならうものとする。</p> <p>(4) 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭2種免許状の授与を受ける場合は、国語(書写を含む)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち5以上の教科の指導法(基礎となる免許状が幼稚園教諭免許状の場合は生活、中学校教諭免許状の場合はその免許教科に相当する教科を除いたうちで5以上の教科)についてそれぞれ2単位以上を、中学校教諭2種免許状又は高等学校教諭1種免許状の授与を受ける場合は、受けようとする免許教科について修得するものとする。</p> <p>(5) 教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第6条の2に定める修得方法にならうものとし、高等学校教諭の普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号により修得するものとする。</p>						

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。